

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

原則として取得原価により計上しています。

物品については取得額10万円以上とします。

② 無形固定資産

原則として取得原価により計上しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のないもの

取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア. 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のないもの

出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

・ 固定資産分

長期延滞債権（過年度分未収金）に対して将来不納欠損となる見込の額とします。

算出においては、過去3年間の実績を踏まえた不納欠損見込率（各年度の不納欠損決定額を調定額で割った率の平均）を長期延滞債権に乗じた金額とします。

・ 流動資産分

未収金（当年度分未収金）に対して将来不納欠損となる見込の額とします。

算出においては、過去3年間の実績を踏まえた不納欠損見込率（各年度の不納欠損決定額を調定額で割った率の平均）を未収金に乗じた金額とします。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見

込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、期末日に在職する職員の自己都合要支給額から、組合への負担金の加入時からの累計額から既に退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。不足額を計上し、余剰の場合は計上していません。

④ 損失補償引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引

(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が少額のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ) ア)以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

資金の範囲は、現金預金とします。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円単位とします。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

特にありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

特にありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

特にありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

特にありません。

(4) 重大な災害等の発生

特にありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対する保証は以下の通りです。

(千円)

団体(会計)名	確定債務額	損失補償等引当金計上額	総額
ありません。			
合計			

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは以下の通りです。

(千円)

① 訴訟等番号	訴訟等名称	金額
訴訟等概要	ありません。	

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 本財務諸表の対象会計及び一般会計等・普通会計の対象範囲は次の通りです。

会計名	対象	一般会計等	普通会計
一般会計	○	○	○
国民健康保険特別会計			○
簡易水道特別会計			○
下水道特別会計			○
介護保険特別会計			○
根羽村営バス特別会計	○	○	○
後期高齢者医療特別会計			○

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費	- 千円
繰越明許費	480,182 千円
事故繰越	- 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 減債基金に係る積立不足額

積立不足はありません。

② 基金借入金（繰替運用）

年度末の基金借入金残高はありません。

- ③ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

リース債務はありません。

- (3) 貸借対照表に係る事項

貸借対照表に係る事項

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- (4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く。）	230,868 千円
投資活動収支（基金積立、取崩を除く。）	△ 378,884 千円
基礎的財政収支	△ 148,016 千円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	2,226,275 千円	2,064,261 千円
繰越金に伴う差額	155,649 千円	
資金収支計算書	2,070,626 千円	2,061,512 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書には前年度からの繰越が含まれていることにより、上記差額が生じています。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
資金収支計算書

業務活動収支	224,032 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	91,419 千円
未収金の増減額	55 千円
長期延滞債権の増減額	5 千円
その他の資産・負債の増減額	99,155 千円
減価償却費	228,015 千円
賞与引当金の増減額	363 千円
退職手当引当金の増減額	△ 194,502 千円
徴収不能引当金の増減額	- 千円
資産除売却損益	△ 478 千円
純資産変動計算書の本年度差額	281,156 千円

- ④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

一時借入金の限度額 500,000 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

- ・ 新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額
ありません。

(5) 既存の決算情報との関連性

地方自治法第233条の規定に基づく決算情報との違いは、ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。